

## 『大学設置審査評価法令集[2020年10月版]』推薦のことは

### ○ 大学職員の「武器」としての活用を

金田 淳一

(一社) 大学行政管理学会 会長  
法政大学 多摩事務部長

『大学設置審査要覧』(文教協会発行)はこれまで設置認可に携わる職員にとっては、バイブル的存在であった。当方も2004～06年度、学部設置に関わったときには(といっても「届出」であったが)、常に手元に置き、時に調べながら仕事を進めていたものだった。それが数年発行されていないという。その意味で本書(『大学設置審査評価法令集』)の発刊は時宜を得た、待ち望まれた出版である。

2009年4月に刊行された、社団法人日本私立大学連盟編集の『私立大学マネジメント』の「第5章 大学設置基準と評価システム」を筆者が執筆させていただいた際に、次のように書いている。11年以上前の記述であり、少し気恥ずかしいが引用してみる。

設置基準の大綱化以来、18年が経過しようとしているが、文部科学省は規制緩和の流れの中で、事前規制から事後チェック重視へと移行したがこの方針は今後も維持していこうと思われる。大綱化以前の定量的基準が数多く復活することは考えにくい。ただし、株式会社立大学の杜撰な運営実態、一部大学の設置計画の大幅変更、あるいは届出による設置手続きの簡素化に乗じた安易な学部設置の構想などが散見されるのも事実である。このようなことが続くと再び規制強化の方向に逆戻りしかねないので、設置者の責任と実行が問われている。

現在読み返しても、古びていない文章だと手前味噌ながら感じる。性悪説から性善説への転換のもと、事後チェックへと舵を切ったわけだが、その意味では今後、本書のP220以降の第三章 大学設置運営質保証関係等の記載への十分な理解が必要不可欠になってくるだろう。例えば第一節 AC(アフター・ケア)調査関係への対応に関してである。

本書の特徴は日本国憲法、教育基本法から始まり、学校教育法、大学設置基準などと、法体系のもと、丁寧に編集されていることにある。私立学校法、公立大学・国立大学等関連法令についても触れられていて、高等教育行政の大本である、大学設置・学校法人審議会関係も詳述されている。この1冊あれば万全である。設置認可・届出や認証評価申請の業務は、職員にとって教員とのまさに「教職協働」の典型といえるだろう。そのときに本書は職員が業務をリードし実行するための「武器」となると確信する。また直接上述の業務に関わらない職員に対しても、大学が本書に基づき研修会を企画・実施することは、職員としての基礎知識を高めるうえで十分効果があるだろうと思われる。そのように活用されることを切に望みたい。

(2020.12.26)